【保佐・補助について】

Q4 保佐人、補助人の「同意権・取消権」、「代理権」とは、どのような 権限ですか。

【同意権・取消権】

1 保佐人の同意権・取消権とは

保佐が開始している本人(被保佐人)が、民法第13条第1項に定める行為を 行うには、保佐人の同意を得なければなりません。万一、保佐人の同意なしにこ れらの行為を行った場合、保佐人は、その行為を取り消すことができます。

このように、保佐人が本人の行為に同意する権限を同意権といい、後から取り 消すことができる権限を取消権といいます。

2 同意を要する行為とは

民法第13条第1項に定められている行為は、以下のとおりです。

- (1) 元本を領収し、または利用すること
- (2) 借財または保証をすること
- (3) 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- (4) 訴訟行為をすること
- (5) 贈与、和解または仲裁合意をすること
- (6) 相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること
- (7) 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または 負担付遺贈を承認すること
- (8) 新築、改築、増築または大修繕をすること
- (9) 民法第602条(短期賃貸借)に定める期間を超える賃貸借をすること *これ以外にも、裁判所の審判で行為を追加することができます。

3 保佐人の役割

保佐人は、本人がこれらの行為(契約)を行おうとする場合には、その必要性 や意向を聴取し、本人の利益になるかどうかを判断します。また、本人が、これ らの行為を保佐人の同意を得ないまま行ってしまった場合には、保佐人は、後か ら同意するか(追認といいます)、取消権を行使して取り消すかを判断します。

4 同意・取消しの方法

保佐人が本人の行為(契約)に同意する場合には、契約書等に本人が署名押印 した後に、「上記行為(契約)に同意します。」などと記載した上で、保佐人も署 名押印します。

保佐人が取消権を行使して本人の行為(契約)を取り消す場合は、保佐人から相手方に対し、行為(契約)を特定した上で、それを取り消す旨の意思表示をする必要があります。

例えば、「本人○○と貴殿とが令和○年○月○日にした○○契約を取り消します。 保佐人○○」などと記載した書面を内容証明郵便で相手方に送付する方法があり ます。

契約を取り消すと、その契約は初めからなかったことになります。したがって、例えば、売買契約を取り消すと、支払った代金は返してもらえる代わりに、買った商品は返さなければなりません。

5 補助の場合

補助の場合は、保佐の場合と異なり、同意権付与の申立てをし、審判で認められないと同意権は付与されません。また、補助人に同意権が付与される行為は、 民法第13条第1項(10頁)に定められている行為の一部です。

補助人に選任された場合は、同意権・取消権が付与されている行為について、 審判書謄本または法務局が発行する登記事項証明書で確認してください。

補助人の同意権・取消権の行使の方法は、保佐の場合と同様です。

なお, 同意権付与の申立てには, 本人の同意が必要です。

取消しできない行為

日用品の購入,その他日常生活に関する行為については,本人の意思を尊重する見地から,同意の対象外とされており,取り消すことができません。

【代理権】

1 代理権とは

代理権とは、保佐人・補助人が、本人に代わって様々な契約や手続ができる権限です。

保佐・補助いずれの場合でも、代理権が付与されるには代理権付与の申立てが必要です。また、代理権付与の申立てには、本人の同意が必要です。

すでに代理権が付与されている場合は、その内容について、審判書謄本または登 記事項証明書で確認してください。

2 代理権の追加

代理権付与の審判の後で, さらに別の行為についても代理権が必要となった場合は, 改めて代理権付与の申立てをしてください。なお, この場合も, 申立てには本人の同意が必要です。

代理権付与の申立ての必要書類等については、裁判所にお問い合わせください。